

いわゆる振り込め詐欺被害救済法における犯罪利用預金口座について

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 12 月 17 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 38098 号
【事 件 名】 預金払戻請求事件
【裁 判 結 果】 請求棄却
【参 照 法 令】 民法 666 条、救済法 2 条・3 条・4 条
【掲 載 誌】 金判 1588 号 26 頁、金法 2133 号 86 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25581934

北海学園大学教授 内山敏和

事実の概要

X は、平成 23 年 3 月 3 日に Y 銀行に普通預金口座（本件口座）を開設した。その普通預金規定には、本件口座に係る預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合に、Y が預金契約を解約できる旨を規定している。

Y は、平成 27 年 11 月 26 日、B 社、C 社及び D 社の代理人である Q 弁護士から本件口座が犯罪利用預金口座に当たるとして、口座情報の提供及び預金取引の停止の要請を受け、同月 27 日、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下、「救済法」という。）3 条 1 項及び普通預金規定に基づき、本件口座につき取引停止の措置（本件措置）を行った。

同年、B ら 3 社は、X 及びその代表者に対して、X が提案した、ファンドを利用した投資事業につき不法行為が成立すると主張して、損害賠償等の支払を求める訴えを提起した（別件訴訟 1）。別件訴訟 1 については、第一審及び控訴審のいずれにおいても、訴えは認められなかったが、次のような取引実態が認定されている。すなわち、X 代表者が、B ら 3 社の実質的支配者である K と共謀のうえ、顧客に適正に損益を帰属させることを目的とせず、実体のない投資スキームを提案し、D 社又は C 社において、顧客から受領した出資金について、各社の口座から外国法人の口座に送金し

たうえで、その半分を実質的に K に払い戻す一方で、平成 26 年 5 月から同年 9 月までの間、出資金の一部 2947 万円余りを X に還流させたというものである。

また、E 社及び B 社も、同年、X 及びその代表者に対し、X が提案した、仮想通貨の買付け等を内容とする事業につき、仮想通貨の買付けの実体を欠くものであったとして、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める訴えを提起した（別件訴訟 2）。この訴訟についても、請求が認められなかったが、次のような取引実態が認定されている。すなわち、X 代表者が、G 及びその海外口座を支配して架空の取引を行い、少額の仮想通貨を循環させて多額の買付けの外観を偽装する一方で、K の支配する E 社らにおいて、顧客を勧誘し、平成 26 年 6 月から 10 月までの間に、18 名の顧客から出資を受け、その大部分を G の海外口座に送金し、投資額の約 2 割の還流を受けたというものである。そして、この出資金のうち 1256 万円余りが、平成 26 年 11 月から平成 27 年 2 月までの間、G の海外口座から H の口座を経て本件口座に送金されている。

Y は、平成 30 年 11 月 30 日、同口座に係る預金契約を解約し、X に、救済法 4 条 1 項に基づく預金等債権の消滅手続を開始する予定である旨の通知をした。X は、払戻金として 1 万円の支払を求めている。

判決の要旨

Xの請求棄却。

「Yは、預金払戻請求に対する抗弁事由（阻止の抗弁）として、本件口座につき、〔救済法4条〕の規定する『犯罪利用預金口座等（本件においては資金移転先口座）であると疑うに足る相当な理由』があることにつき主張立証責任を負うものと解するのが相当である。」

「そして、救済法に係る立法担当者は、特定の口座について、かつて別の目的に利用されていた口座が、特定の時点以降、専ら振込先口座からの資金の移転を目的として利用された場合や、専ら資金移転目的で利用された後に別の入金があった場合にも、救済法4条1項に基づく債権の消滅手続の対象となるとの解釈を前提としていたものと認められる。」「上記の立法者の意思を考慮すると、Yは、〔前記の抗弁として〕本件口座に関し、一定の期間の取引につき、専ら資金移転目的で利用されたと疑うに足る相当な理由の存在を主張立証すれば足るものと解するのが相当である。」「また、金融機関において、特定の期間の預金取引の全体を網羅して上記事由を主張立証することが困難であることに照らせば、救済法2条4項2号の『専ら』は、特定の期間の入金額の大部分を振込先口座からの資金移転が占める場合を含む趣旨と解するのが相当である。」

本件では、B社から海外口座を経由してKやXに出資金の一部が還流されており、本件口座への入金額の合計が当該期間の80%を超えていることから、「平成26年5月から平成27年2月までの期間において、本件口座について、専ら振込先口座からの資金移転を目的として利用されていたと疑うに足る相当な理由が存在する」。

「実質的同一性の要件は、これを厳格に解釈すると、口座名義人による出金及び入金の操作により、資金移転先口座への該当性を容易に潜脱し得ることとなり、被害者救済という救済の目的に反することとなる。一方で、本件においては、……Xは、上記各社の口座から本件口座までの資金移転の流れを自ら掌握していたことに照らせば、本件口座については、資金の実質的同一性の観点から、Xを保護すべき実質的理由は存在しないもの

というべきである。」そして、平成27年2月末日時点において、海外口座からの入金額と本件口座の残高の間に資金の実質的同一性が存在することは明らかであり、その後に別会社からの送金があったとしても、実質的同一性は失われない。

以上の点を踏まえると、本件口座は、資金移転先口座と疑うに足る相当な理由がある。

判例の解説

一 救済法の概要

救済法は、いわゆる振り込み詐欺などの特殊詐欺の被害者の迅速な被害回復に資するために議員立法として2007年に制定されたものである。同法は、犯罪利用預金口座¹⁾について一定の預金債権の消滅手続を経たうえで、これを原資として被害者に被害回復分配金を支給する手続を設けている。本件は、同法の犯罪利用預金口座、とりわけ資金移転先口座に該当するのかが問題となったものである。

そもそも、被害者等による犯罪利用預金口座への振込がなされた場合、これに係る預金債権は、誰に帰属するのか。最判平8・4・26民集50巻5号1267頁は、預金口座に振込がなされた場合、その原因関係に関係なく当然に預金口座の名義人に預金債権が帰属するとしている。つまり、振り込み詐欺の場合でも口座名義人に預金債権が帰属する。他方で、被害者等から被害金の回復請求がされたとしても、要請を受けた銀行にとって、その法的根拠の有無を判断するのは容易ではない。被害者も、名義人を訴えようにも、所在がつかめない状況がほとんどであった。取引停止あるいは口座解約となり封鎖口座となった結果、被害者も名義人も手が出せない滞留口座が80億円以上に積み上がることとなった。

金融機関は、預金口座について、捜査機関等から当該口座の不正な利用に関する情報提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座である疑いがあるときは、取引停止等の適切な措置²⁾を講じなければならない（3条1項）。この捜査機関等には、警察などのほか弁護士や認定司法書士等も含まれ、弁護士等の通報は、日弁連等の統一フォームによることとなっている。さらに、

金融機関は、預金保険機構に当該口座について預金債権の消滅手続の開始に係る公告を求めなければならない（4条）。これに基づいて、預金保険機構による公告がされる（5条）。その際、名義人の権利行使の届出がされると、消滅手続は、終了し、訴訟等の既存の法制度による解決が図られることになる³⁾。こうして、この手続は、名義人が名乗り出てこないという滞留口座の問題をクリアするためのスクリーニングの役割を果たすことになる。公告の翌日から60日以上経過すると預金債権は消滅し、預金保険機構による被害回復分配金支払のための公告がされる（11条）。被害者からの支払申請を受け付けた後（12条）、支払該当者及び犯罪被害額の決定がされ（13条）、金融機関による支払決定表が作成される（15条）。口座残高が被害総額に満たない場合には、被害額に応じて按分した額が支給される。残余財産がある場合には、預金保険機構に納付され（19条）、犯罪被害者等の支援充実のための支出に充てられる（20条）。

二 従来の裁判例

救済法による取引停止措置等の対象となった口座の預金者が当該口座の犯罪利用預金口座該当性を争う場合、取引停止措置そのものの妥当性が問題となるほか、これと並んで措置の継続の必要が問題となることが多い。救済法は、とりわけ手続の各段階において犯罪利用の疑いの晴れた口座についての手続停止や名義人への補償（25条）を設けている。金融機関には、取引停止の継続の必要性がなくなれば、この措置を解くべき義務があるといえる。

まず、取引停止措置自体の妥当性がどのように判断されているのか。金融機関は、捜査機関等からの情報提供に基づいて取引停止等の措置をとることになるが、停止措置の実効性確保の観点から、迅速かつ密行的にされる必要があり、金融機関は、特段の事情がない限りは、これらの提供された情報に基づいて判断すればよく、別途調査をすべき義務はないと考えられている（東京地判平23・6・1判タ1375号158頁、東京地判平24・10・5判タ1389号208頁）⁴⁾。

名義人は、これに対し当該口座が犯罪利用預金

口座ではないことを証明する必要がある。東京地判平22・12・3（金法1921号112頁）は、「口座が原告の〔本来の〕業務に用いられていることの立証では足りず、本件口座が犯罪利用口座等に当たるとするものとの間で、判決等によって本件口座が犯罪利用預金口座等に当たらないことが明らかにされ、あるいはこれらの者が長期間にわたり原告に対し損害賠償を求めず、事実上その権利行使が放棄されている」ことの証明が必要である、とする。つまり、情報提供により指摘された犯罪被害に対して、その疑いを晴らす形での証明が要求される。

適用される犯罪行為の典型例は、振り込み詐欺に代表される、預金口座を媒介にした集団的犯罪被害（集団被害型）だが、預金口座への振込によって資金が動く限りは、特定の個人に対する財産犯でも構わない。大阪高判平28・11・29（金法2063号72頁）は、名義人の知人で口座利用者によって受けたとされる恐喝被害が端緒になっている（個別被害型）。さらに、松山地判平28・2・10（金判1490号52頁）は、具体的な犯罪行為の疑いではなく、口座の不正取得から何らかの犯罪利用の可能性が疑われたものである（抽象的犯罪型）。個別被害型や抽象的犯罪型では、当該犯罪被害について取引停止をする必要性がないことや預金口座が何らかの犯罪に利用される恐れがないことを具体的に立証すれば、取引停止の継続の必要性は、容易に判断できるし、これらの事実については、名義人に立証させるのに適している。集団被害型の場合には、問題が申立人と名義人との関係に止まるわけではない。より積極的に犯罪行為のないことを主張する必要があるだろう⁵⁾。いずれにせよ、情報提供によって生じている犯罪利用の疑いが認められる以上、名義人の側でこれを排除するために、証拠を提出する必要がある。

三 資金移転先口座該当性

犯罪利用預金口座には、被害者が直接自らの資金を振り込んだ口座である振込先口座とそこから資金が移転された資金移転先口座がある。これまでの多くでは、前者が問題となったが、本件は、後者に当たるかが問題となっている。資金移転先口座といえるためには、①振込先口座に係る資金

を移転する目的で利用された口座であって、②当該預金口座に係る資金が前記振込先口座に係る資金と実質的に同一であることが要件となっている（2条4項2号）。具体的には、当該預金口座がどの程度の期間、資金移転目的で利用される必要があるのか、救済法2条4項2号の「専ら」の意義、被害者が振り込んだ資金と当該口座に係る資金の実質的同一性の判断について、救済法の趣旨に則り、比較的緩やかに解する立場を示している。

まず、資金移転目的での利用の有無について、Xは口座開設以降の全期間を考慮すべきと主張したが、別目的の口座が資金移転目的に転用され、あるいは資金移転目的での利用後に別の入金がある場合にも、消滅手続の対象となることを立法担当者が前提としたことから、一定期間における資金移転目的での利用で足りるとしている。

次に、「専ら」の意義については、「特定の期間の入金額の大部分を振込先口座からの資金移転が占める場合を含む」として、やはり緩やかに解している。

最後に、資金の実質的同一性については、被害者救済目的から厳格に解することが妥当でなく、本件措置の時点における口座残高の一部につき、実質的同一性が認められれば足りるとした。ここでは、Xが本件口座への資金の流れを自ら把握していたことから、Xを保護すべき理由はないとされた。

四 犯罪利用預金口座該当性の主張立証構造

本判決は、Xによる預金払戻請求に対する抗弁として、本件口座が資金移転先口座として利用されたと疑うに足りる相当な理由の存在を主張立証する必要があるとしている。従来の立証構造、すなわち捜査機関等の情報提供による判断とそれに対する名義人による反証という構造とは異なるようにも思える。

これについては、本件では、取引停止当初の「疑い」に代えて新たな「疑い」が生じており、これが取引停止措置の継続の必要性を基礎づけているという特殊な事情があることが指摘されている⁶⁾。つまり、B社らのXに対する訴訟が不首尾に終わっており、当初の弁護士からの情報提供からは、「犯罪利用預金口座であると疑うに足る

相当な理由」が推定できない状況になっているといえる⁷⁾。もっとも、この別訴の判決は、X及びB社らによる詐欺的商法の存在を示すものとなっている。問題となる犯罪被害も、個別被害型から集団被害型に移っており、本件口座も、資金振込先口座の疑いから資金移転先口座の疑いへと変化している。資金移転先口座の場合、預金口座が犯罪行為に利用されたかどうかは、資金振込先口座に比べると、ある程度実質的な判断が必要となる。また、銀行も、然るべき機関からの情報提供があったといって突っぱねることはできず、一定の説明は必要であり、本判決がその点で参考となるとの指摘もある⁸⁾。

したがって、通常のケースでは、金融機関は、取引停止時点での資料に基づいてその妥当性を示せばよく、その限りで犯罪利用預金口座該当性が推定される。本件では、資金移転先口座に当たるとに関し、この推定の構造が働かなかったというに過ぎない。

●——注

- 1) 貯金口座も対象となるが（2条2項）、ここでは、預金口座に代表させて説明する。
- 2) この場合に金融機関が払戻拒絶できる直接の根拠は、預金規定の定めであるという。柴崎暁「判批（大阪高判平28・11・29金法2063号72頁）」金判1557号（2019年）4頁。
- 3) 田尾幸一朗「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」ジュリ1352号（2008年）96頁の図。もちろん、典型例である振り込み詐欺の場合、犯人グループの一員である「口座名義人」がわざわざ自ら名乗り出ることは、考えにくい。そのまま消滅手続が進められるのがほとんどとなるが、詐欺等の犯罪行為の成立を争う余地があるならば、こちらのルートに乗ることになるし、本件もそうになっている。
- 4) 干場力『『振り込み詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）』の概要』金法1840号（2008年）13頁以下。
- 5) 東京地判平24・10・5金判1403号24頁参照。
- 6) 高橋泰史「本件判批」銀法853号（2020年）28頁。
- 7) 前掲大阪高判平成28年も、申立人が名義人に対する別訴に敗訴した事案であり、犯罪利用預金口座該当性を否定している。
- 8) 水野信次「本件判批」銀法856号（2020年）66頁。